

学校法人日本工業大学 内部統制に関する基本方針

2021年4月1日制定

2025年4月1日改正

学校法人日本工業大学（以下「本法人」という。）は、2020年7月1日付にてガバナンス・コード<第1版>を制定しました。本法人は、「広く世界の発展と調和に貢献する先進的人材の育成」を基本理念として掲げ、この基本理念に基づき、適切なガバナンスを確保し、時代の変化への対応を行い、持続的発展を目指した学校法人運営体制の確立を進めていきます。また、そのためには、本法人の全ての教職員が継続的にこれを実践し、取組んでいく不断の努力が重要となります。

本法人は、2021年2月25日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の内部統制に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を以下の通り決定し、ここに定めます。本基本方針のもと、内部統制の有効性を確保するための最適な運用及び整備に努め、学校法人としてより適正かつ実効性のある体制の構築・運用に努めるものとし、以てガバナンス・コードの実践に努めていくものです。

I. 内部統制の目的

本法人は、以下の4つの目的の達成に努めることを、基本原則として定めます。

1. 業務の有効性及び効率性

学校法人としての健全性の確保及び価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図ります。

2. 財務報告の信頼性

学校法人としての運営及び教育研究活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高めることを目的として、財務報告の信頼性の確保に努めます。

3. 法令等の遵守

学校法人としての公共性に鑑み、すべての教育研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程等を遵守します。

4. 資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認のもとに行われるよう資産の保全に努めます。

II. 内部統制システムの基本条項

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応など基本的要素により構成された内部統制システムを整備し、その有効性確保に努めます。この方針を踏まえ、業務の適正を確保するための体制整備を行うべく、以下の基本条項を定めます。

1. 本法人の理事及び教職員の職務の執行が法令及び寄附行為並びに諸規程等に適合することを確保するための体制に関する事項

理事及び教職員の執行が法令並びに寄附行為に適合することを確保するための体制を整備するため、「コンプライアンスに関する基本規程」を定め、法令等遵守のための体制の整備と実践に取り組めます。全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程（以下「法令等」という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。また、法令等に違反する行為又はおそれがある行為に対する教職員からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

2. 本法人の理事及び教職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

理事会、評議員会等の重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、寄附行為及び「文書管理規程」に基づき、適切に作成、保存及び管理するとともに、「情報の公開及び開示に関する規程」に基づき情報を適切に開示及び公表します。また、情報セキュリティに関する規程及び体制を整備し、情報の取扱・管理・保存が適切に行われることを徹底します。

3. 本法人の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

リスク管理体制の確立のため、各種リスク管理等の規程及び体制の整備と実践に取り組めます。

また、「危機管理規程」等を整備し、リスク対応方針を明確にした上、災害や事故等によりリスクが顕在化し拡大した場合に、迅速な対応を図るとともにリスクを最小限に抑制する措置等により業務の早期回復（業務継続）を図れるよう、平時より危機管理について適切な体制整備を行うものとします。

4. 本法人の理事及び教職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
寄附行為及び理事会決定に基づき、業務を執行する理事の担当業務を明確化し、事業運営の適切かつ迅速な推進を図ります。

「理事会会議規程」等重要会議の規程を定め、学校法人の経営強化を念頭におき、適正かつ効率的な意思決定を行うための体制整備を行うものとします。

また、組織体制等に係る規程類を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制整備を行うものとします。

5. 本法人の理事及び教職員の業務の適正を確保するための体制に関する事項

本法人の建学の精神・理念として「基本理念」を定め、ステークホルダーはもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性の確保に努めます。

公平かつ適時適切な情報開示及び信頼性ある財務報告の実施、並びに財務報告に係る内部統制を含む情報開示統制の有効性確保を図るものとします。

内部監査体制を整備するため、「内部監査基本方針」を定め、業務担当部門から独立した内部監査部署を設置し、本法人の全ての業務諸活動等について検証・評価し、改善を促進するものとします。

6. 本法人の理事及び教職員の監事への報告体制に関する事項

理事及び教職員は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実又は法令、寄附行為に著しく違反する行為等を発見したときは、直ちに書面若しくは口頭にて理事長、業務執行理事及び監事に報告を行うものとします。

また、理事又は教職員に対し、不正の目的なく当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

7. その他本法人の監事監査及び内部監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監事が職務を補助する職員（以下「補助職員」という。）を置くことを求めた場合、本法人は、監事の求めを尊重し、補助職員を配置することを検討するものとします。

補助職員は、監事の指揮命令下で監事の職務を補佐する職務を行い、監事以外からの指揮命令を受けないものとします。理事及び教職員は、職務執行状況等について、監事又は監事の指示を受けた補助職員が報告を求めた場合、速やかにこれに応じるものとします。

監事が職務の執行について本法人に対して費用の前払又は償還、債務の債権者に対する弁済の請求をしたときは、本法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

本法人は、監事監査の重要性及び有用性を十分認識し、監事の監査業務を支援するための体制整備について、「監事監査規程」及び「監事監査規程細則」に定めるものとし、同規程の改廃については監事と協議を行うものとします。

監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準等に則り、理事会又はその他重要会議に出席し、意見を述べるができます。

また、内部監査部署は、「内部監査規程」に則り、内部監査に際し、監事又は会計監査人と意思疎通及び情報の交換を図るよう連携に努めるものとします。

以 上